

大会に於ける申込のキャンセルについての取り扱い

三重県シニアテニス連盟

三重県シニアテニス連盟の行事として行う月例、本大会において参加申込みのキャンセルが発生した場合、その取り扱いを以下のように取り決める。

1. 本大会に於けるキャンセル
 - 1) 参加申込み締切後のキャンセルは参加費の返金をしない。但し、申込者本人が代理者を捜し、キャンセルの時に代理者を指名した場合参加費は当該者間での話し合いとする。いずれにしても、テニス連盟からの返金はしない。
 - 2) 宿泊を伴う大会の宿泊費又は懇親会費についてはホテルのキャンセル規定に準じて返金する。但し、大会費は1) 項と同じ取り扱いとする。又、本人が代理者を捜した場合も1) 項と同様とする。
2. 月例大会に於けるキャンセル(月例の場合、参加費は大会当日に徴収)
 - 1) 大会の5日前迄であればキャンセルはOK。
 - 2) 大会の4日前から当日のキャンセルは参加費を徴収する。その場合参加費は当該の地域幹事が徴収する。
 - 3) 2) 項であってもキャンセル者が代理者を立てた場合、参加費は代理者からもらうこととする。大会役員が代理者を立てた場合はキャンセル者と代理者の両者から参加費をもらうこととする。
3. 代理者はオープン大会(みえスポーツフェスティバルと月例大会)を除いて三重県シニアテニス連盟の会員であること。

以上。

当日欠席者及び負傷による退場者に関する対応法

三重県シニアテニス連盟

1. 当日欠席者の対応
 - 1) 団体戦の場合
 - (1) 対戦相手のチームリーダーの同意を得て、チームリーダーが試合毎にチーム内より代理者を選定し対戦する。
 - (2) 代理者は同じ人ではなく試合毎に人を代える。
 - (3) 出来るだけ欠席者に近い年令の代理者とする。
 - 2) 個人戦の場合
 - (1) 当日の担当レフェリーが試合毎にグループ内より代理者を選定する。試合当事者の同意を得る。
 - (2) 代理者は同じ人ではなく試合毎に人を代える。
 - (3) 出来るだけ欠席者に近い年令の代理者とする。
 - (4) 代理者の成績は反映しない。
2. 負傷による退場者の対応
 - 1) 団体戦の場合
 - (1) 試合途中であれば、その試合の残りゲームは負となる。例えば4ゲーム先取の場合、3-2で勝っていても3-4で負となる。
 - (2) その後の試合は当日欠席者の対応に順ずる。
 - 2) 個人戦の場合
 - (1) 団体戦の(1) 項と同様とする。
 - (2) 当該者はその後の試合全てが負となる。その後の試合が予定されたペアを救済するためレフェリーはグループ内から代理者を試合毎に選定し対戦する。
 - (3) 代理者は同じ人ではなく試合毎に人を代える。
 - (4) 出来るだけ欠席者に近い年令の代理者とする。
 - (5) 代理者の成績は反映しない。

以上。